



写し

インドネシア共和国大統領

インドネシア特許法

特許に関する2016年法律第13号の第三次改正に関する法律2024年第65号

インドネシア共和国大統領は、

以下を考慮し：

(a) 国民に対する特許分野のサービスを向上させ、かつ国民の法的ニーズ及び国際的慣行の発展に適応するため、数次の改正を経て、雇用創出に関する法令代替政令2022年第2号を法律と規定するための法律2023年第6号で最終改正された、特許に関する2016年法律第13号を改正する必要がある；

(b) (a)の考察に基づき、特許に関する2016年法律第13号の第三次改正に関する法律を制定する必要がある；

以下に鑑み：

(1) インドネシア共和国憲法第5条(1)項、第20条、第28条C(1)項、第33条；

(2) 数次の改正を経て、雇用創出に関する法令代替政令2022年第2号を法律と規定するための法律2023年第6号(インドネシア共和国官報2023年41号、官報補遺6856号)で最終改正された、特許に関する2016年法律第13号(インドネシア共和国官報2016年176号、官報補遺5922号)；



インドネシア共和国大統領

- 2 -

インドネシア共和国国民議会の同意の下、
特許に関する2016年法律第13号の第三次改正に関する法律を制定することを決定する。

第 I 条

特許に関する2016年法律第13号(インドネシア共和国官報2016年176号、官報補遺5922号)であって、以下による数次の改正を経たものを：

- a. 雇用創出に関する法律2020年第11号(インドネシア共和国官報2020年第245号、インドネシア共和国官報補足第6573号)；
- b. 雇用創出に関する法律の代替政令2022年第2号の法律化の決定に関する法律2023年第6号(インドネシア共和国官報2023年第41号、インドネシア共和国官報補足第6856号)；

次のように改正する。

1. 第1条(1)及び(2)の規定を改正し、(18)及び(19)の2つを追加して、第1条を以下の通りとする。

第1条

本法では次のように定義する。

- (1) 特許とは、技術分野における発明に対して国が一定期間発明者に与える排他的権利であって、当該発明を自ら実施し又は他人に対してその承認を与えるためのものである。



インドネシア共和国大統領

- 3 -

(2) 発明とは、技術分野における特定の問題の解決のために注がれた発明者の着想であって、物及び/又はプロセス (proses)、物及び/又はプロセスの改良及び/又は改善、ならびにシステム、方法 (metode) 及び使用の形をとるものをいう。

(3) 発明者とは、単独又は複数の者が共同で発明を創出する活動に注がれた思想を行った者である。

(4) 出願とは、大臣に対して申請する特許又は簡易特許の出願である。

(5) 出願人とは、特許の出願を申請する者である。

(6) 特許権者とは、特許の所有者としての発明者、特許の所有者から当該特許権を受け継いだ者又は前述の者から更に当該特許権を受継いだ他者であって、特許一般登録簿に登録されている者である。

(7) 代理人とは、インドネシア共和国内に住所又は居所を有する知的財産コンサルタントである。

(8) 特許審査官 (以下審査官) とは、大臣により任命され特許出願に対する実体審査を行う任務及び権限を与えられた国家公務員専門職又は専門家である。

(9) 出願日とは、最小要件を満たした出願が受理された日である。



インドネシア共和国大統領

- 4 -

(10) 優先権とは、工業所有権の保護に関するパリ条約又は世界貿易機関設立協定の加盟国において最初にされた出願の出願人が、当該出願が当該国際条約に基づいて定められる期間内になされる限り、最初の国での出願日が前記条約の加盟国である後の出願の国において優先日として認められるための権利である。

(11) 実施権とは、特許権者から、実施権者に対して排他的であれ非排他的であれ、特定の期間と要件において保護されている特許を使用するために与えられる、書面による契約に基づく許可である。

(12) 特許審判委員会とは、法律分野の行政事務を担当する省の下に置かれる独立した委員会である。

(13) 人とは、自然人又は法人である。

(14) ロイヤルティとは、特許権使用に対して与えられる報酬である。



インドネシア共和国大統領

- 5 -

(15) 報酬とは、雇用関係において生み出された特定の発明に対して、又は雇用契約が発明を義務付けているものでない場合であっても、職務上利用できるデータ及び／又は設備を利用した従業者又は作業員により生み出された発明に対して特許を得る権利を有する者、又は公務関係において発明者により生み出された発明の特許権者、又は強制実施権者の特許権者又は政府により実施された特許の特許権者から与えられる補償である。

(16) 日とは、就業日である。

(17) 大臣とは、法律分野の行政事務を担当する大臣である。

(18) 伝統的知識とは、社会における全ての発案及び概念であって、環境との相互作用における実体験の結果としての地域の価値観を含み、継続的に発展し、次世代に受け継がれるものである。

(19) 遺伝資源とは、植物、動物又は微生物に由来する遺伝素材であって、遺伝的特性を担う機能単位を含み、現実の又は潜在的な価値を有するものである。

2. 第4条(c)号及び(d)号の規定を改正し、(f)号を削除し、(g)号を追加して、第4条を以下の通りとする。

第4条

発明は、以下のものを対象に含まない。

- (a) 審美的創作；
- (b) 図式；
- (c) 以下の活動を行うための方法：
 - a. 精神活動に関わるもの；



インドネシア共和国大統領

- 6 -

2. 遊技；及び
 3. ビジネス
- (d) コンピュータープログラム(コンピューターを使用して実施される発明を除く)；
- (e) 特定の情報についての発表；
- (f) 削除する、及び；
- (g) 科学及び数学の分野における理論及び方法。
3. 第6条(1)項の規定を改正し、第6条を以下の通りとする。

第6条

(1) 第5条(2)項に規定される場合を除き、特許出願の出願日の前12か月以内になされた次の発明は、前に公表されたとはみなされない。

(a) その発明が、インドネシア国内又は国外において、公の展示会又は公と認められた展示会において展示された場合；

(b) その発明が、研究及び開発目的のための試験の範囲内で、その発明者によりインドネシア国内又は国外において実施された場合；及び/又は

(c) 発明者により以下の場で公表された場合

1. 実験及び/又は学位論文審査、論文、博士論文若しくはその他学術的研究の形態の学術会議；及び/又は
2. その他の学会における教育機関又は研究機関における調査結果発表の範囲のその他の学術フォーラム



インドネシア共和国大統領

- 7 -

(2) 出願日の前12か月以内に当該発明の守秘義務に違反する方法で他者が当該発明を公表した場合も、発明は前に公表されたものとはみなされない。

4. 第9条(a)号の規定を改正し、(c)号を削除して、第9条を以下の通りとする。

第9条

次の発明は特許を受けることができない：

(a) その公表、使用又は実施が、法規、宗教、公共の秩序又は道徳に反するプロセス、物、方法、システム、及び使用；

(b) 人及び／又は動物に対する検査、看護、治療及び／又は手術の方法；

(c) 削除する；

(d) 微生物を除く生物；又は

(e) 植物又は動物の生産に必須の生物学的プロセス。ただし、非生物学的プロセス又は微生物学的プロセスを除く。

5. 第14条(3)項の解説を、解説に記載された通りに改正する。

6. 第19条(1)項の規定を改正し、第19条を以下の通りとする。



インドネシア共和国大統領

- 8 -

第19条

- (1) 特許権者は、自己が所有する特許を実施し、自己が所有する特許を実施する権限を他者に与え、その承諾なしに他者に対して次に掲げる行為を行うことを禁止する排他的権利を有する。
 - (a) 物の特許の場合：特許を付与された製品を製造、使用、販売、輸入、賃貸、配送又は販売、賃貸又は配送のために供給すること、
 - (b) プロセスの特許の場合；製品を製造するために特許を付与された製造プロセスを使用すること、又は(a)号にいうその他の行為を行うこと、及び
 - (c) 方法、システム及び使用の特許の場合：製品を製造するために特許を付与された方法、システム及び使用を用いること、又は(a)号にいうその他の行為を行うこと。
 - (2) (1)項(b)号にいう特許により保護されるプロセスの使用に対する禁止は、特許により保護される方法の使用によってのみ製造される製品の輸入について適用される。
 - (3) 当該特許の使用が教育、研究、試験又は分析を目的とする場合、特許権者が当然受ける利益を損なわず営利を目的としない限りにおいて、(1)項及び(2)項に規定の禁止から除外される。
7. 第20条と第21条の間に第20A条を挿入し、以下の通りとする。



インドネシア共和国大統領

- 9 -

第20A条

第20条にいう特許権者は、インドネシアにおける特許の実施に関する声明を作成し、毎年末までに大臣へそれを通知しなければならない。

8. 第24条(2)項と(3)項の間に(2a)項を挿入し、第24条を以下の通りとする。

第24条

- (1) 特許は、出願に基づき付与される。
 - (2) (1)項の出願は、出願人又は代理人により大臣に対して手数料の納付と共にインドネシア語による書面提出によってなされる。
 - (2a) (2)項にいう出願が、10項を超える請求の範囲で提出される場合は、当該超過した請求項に手数料が課される。
 - (3) 各特許出願は、単一の発明又は相互に関連する単一性を有する複数の発明に対して行われる。
 - (4) (2)項の出願は、電子媒体及び／又は非電子媒体により申請することができる。
9. 第25条(1)項、(2)項(c)号及び(4)項の規定を改正し、(2)項(g)号を削除し、(2)項に(j)号を追加し、第25条を以下の通りとする。

第25条

- (1) 第24条にいう出願には、少なくとも以下の事項を含める。



インドネシア共和国大統領

- 10 -

- (a) 出願書の年月日
 - (b) 出願人が法人でない場合には、出願人の氏名、完全な住所及び国籍；
 - (c) 出願人が法人の場合には、出願人の名称及び完全な住所；
 - (d) 発明者の氏名、完全な住所及び国籍；
 - (e) 出願が代理人を通して行われる場合、代理人の氏名及び完全な住所；
 - (f) 発明の名称、及び；
 - (g) 出願が優先権を伴って出願される場合、最初の出願の国名と出願日。
- (2) (1)項における出願には、以下を添付しなければならない。
- (a) 発明の名称；
 - (b) 発明の明細書；
 - (c) 特許請求の範囲；
 - (d) 発明の要約；
 - (e) 図面が出願と共に添付される場合、発明の説明に必要とされる明細書に記載される図面；
 - (f) 出願が代理人により行われる場合、委任状；
 - (g) 削除する；
 - (h) 発明者でない出願人が出願する場合、発明の所有権を譲渡することを示す書類；



インドネシア共和国大統領

- 11 -

- (i) 微生物に関する出願の場合、微生物の保管証明書、及び；
 - (j) 遺伝資源及び/又は伝統的知識に係る発明の場合は、
遺伝資源及び/又は伝統的知識の起源を表明した書類。
- (3) (2) 項(b)号にいう明細書には、明瞭且つ完全に当該発明がどのようにして当該分野の専門家により実施されることができるかを開示しなければならない。
- (4) (2) 項(c)号にいう特許請求の範囲では、明瞭且つ一貫して発明のポイントを明確にしなければならず、(3)項にいう明細書に裏付けされなければならない。
10. 第26条の規定を改正し、以下の通りとする。

第26条

- (1) 発明が、遺伝資源及び/又は伝統的知識に係る及び/又は由来する場合には、当該遺伝資源及び/又は伝統的知識の起源に関する情報が明瞭且つ真実に記載されなければならない。
- (2) (1) 項における遺伝資源及び/又は伝統的知識の起源に関する情報は、電子的に及び/又は非電子的に記録され且つ公告される。
- (3) (2) 項における情報は、遺伝資源及び/又は伝統的知識の利益の配分及び/又は入手の考慮を目的とする。



インドネシア共和国大統領

- 12 -

- (4) (3)項における遺伝資源及び／又は伝統的知識の利益の配分及び／又は入手は、遺伝資源及び伝統的知識の分野における法律の規定及び国際協定の定めに従って行われなければならない。

11. 第28条の規定を改正し、以下の通りとする。

第28条

- (1) インドネシア共和国内に住所又は常居所を有していない出願人による出願は、代理人を通じて申請されなければならない。
- (2) (1)項にいう出願人は、インドネシアにおける法定居所として代理人の住所を明記し、選択する義務を有する。

12. 第30条の規定に(5)項を追加し、第30条を以下の通りとする。

第30条

- (1) 優先権を伴う出願は、優先日から起算して12か月以内に提出されなければならない。
- (2) 第25条に規定の要件に加え、(1)項における優先権を伴う出願には、その国の権限ある公務員により認証された優先権証明書を添付しなければならない。



インドネシア共和国大統領

- 13 -

- (3) (2)項にいう該当国の権限ある公務員により認証された優先権証明書は、優先日から起算して16か月以内に大臣に提出されなければならない。
 - (4) (1)項、(2)項及び(3)項の要件が出願人により満たされない場合には、出願は優先権を利用しない出願とみなされる。
 - (5) (1)項における優先権を伴う出願が12か月以内に行われなかった場合、優先権主張期間の終了から4か月以内であれば、手数料を納付することにより、引き続き出願を行うことができる。
13. 第34条(2)項、(3)項及び(4)項の規定を改正し、(3)項と(4)項の間に(3a)項を挿入し、(5)項を追加して、第34条を以下の通りとする。

第34条

- (1) 最低要件を満たした出願には出願日が与えられ、大臣によって記録される。
- (2) (1)項における最低要件とは：
 - (a) 第25条(1)項に規定する出願データ；
 - (b) 第25条(2)項の(a)号から(e)号にいう出願データ；
 - (c) 出願料納付の証明；及び



インドネシア共和国大統領

- 14 -

- (d) 10を超える請求の範囲で提出される場合、当該超過した請求項に課される追加の手数料。
 - (3) 第25条(2)項(b)号にいう発明に関する明細書が外国語で記載されている場合は、以下の規定を適用する：
 - a. 明細書が英語以外の外国語で記載されている場合、英語及びインドネシア語に翻訳された明細書を伴うことを義務付けられる；又は
 - b. 明細書が英語で記載されている場合、インドネシア語に翻訳された明細書を伴うことを義務付けられる。
 - (3a) (3)項にいう明細書の翻訳は、(1)項の出願日から30日以内に提出されなければならない。
 - (4) 英語以外の外国語で記載された発明に関する明細書に、(3)項(a)号にいう英語及びインドネシア語の翻訳が(3a)項の期間内に提出されない場合には、当該出願は取下げられたものとみなされる。
 - (5) 英語で記載された発明に関する明細書に、(3)項(b)号にいうインドネシア語の翻訳が(3a)項の期間内に提出されない場合には、当該出願は取下げられたものとみなされる。
14. 第35条(3)項の規定を削除し、(4)項、(5)項及び(6)項の規定を改正して、第35条を以下の通りとする。



インドネシア共和国大統領

- 15 -

第35条

- (1) 第25条の規定の出願の要件及び書類が満たされない場合、大臣は出願人に対し書面をもって、通知発送の日から起算して3か月以内に当該出願の要件を満たし完全にするように通知する。
 - (2) (1)項における期間は最大2か月間延長できる。
 - (3) 削除する。
 - (4) (2)項における期間の延長を得るには、出願人は(1)項及び(2)項の規定に掲げる期間満了前に大臣に理由を記載した書面を提出しなければならない。
 - (5) 緊急の場合には、出願人は大臣に対して書面による証拠を提出することによって、(2)項の規定によらず期間の延長申請をすることができる。
 - (6) 大臣は、(5)項の規定における期間の延長を(2)項の期間の満了から起算して6か月の間付与することができる。
15. 第36条の規定を改正し、以下の通りとする。



インドネシア共和国大統領

- 16 -

第36条

- (1) 第35条(1)項、(2)項、及び/又は(6)項にいう期間内に要件及び書類が満たされない場合、大臣は、出願人に対して出願が取下げられたとみなされる旨を書面で通知する。
 - (2) (1)項にいう取下げられた出願に対して、出願人は、手数料を納付することにより、再出願することができる。
 - (3) (2)項にいう再出願は、出願が取下げられたとみなされる旨の通知の日付から6か月以内に行われなければならない。
 - (4) (2)項にいう再出願は、出願の要件及び/又は書類を完全に満たすためにのみ行われるものとする。
16. 第39条(1)項及び(2)項の規定を改正し、(2)項と(3)項の間に(2a)項を挿入して、第39条を以下の通りとする。

第39条

- (1) 出願は、以下に対して補正することができる。
 - (a) 第25条(1)項(a)号から(f)号に規定する出願データ；
及び/又は
 - (b) 第25条(2)項に規定する出願データ。



インドネシア共和国大統領

- 17 -

- (2) 第25条(2)項(a)号から(e)号における出願の添付書類に対する補正は、その補正が原出願で申請された発明の範囲を拡大しないという条件で行うことができる。
 - (2a) (1)項及び(2)項にいう補正には、手数料が課される。
 - (3) 最初の出願に請求の範囲を追加して10項以上となる補正の場合、当該超過した請求項に手数料が課される。
 - (4) 出願において(3)項に規定する手数料が納付されない場合、超過分の特許請求の範囲は取下げられたとみなされる。
17. 第43条(2)項と(3)項の間に(2a)項、(2b)項及び(2c)項を挿入し、(3)項を改正して、第43条を以下の通りとする。

第43条

- (1) 出願は、出願人によって大臣が当該出願を認容又は拒絶の決定を下す前に限り取下げることができる。
- (2) (1)項における出願の取下は、大臣に対し書面をもって申請しなければならない。
- (2a) (2)項にいう出願の取り下げに対し、大臣は、出願が取り下げられたことを表明する通知書を発行するものとする。



インドネシア共和国大統領

- 18 -

- (2b) (2a)項にいう取下げられた出願に対して、出願人は、手数料を納付することにより再出願することができる。
 - (2c) 再出願は、(2a)項にいう通知書の日付から起算して6か月以内に行われなければならない。
 - (3) 出願の取下げに関する更なる規定は大臣規則で定める。
18. 第46条(3)項の規定を改正し、第46条を以下の通りとする。

第46条

- (1) 大臣は、第25条にいう規定を満たした出願を公開するものとする。
 - (2) (1)項の公開は、以下の時点から起算して18か月経過した後、7日以内に行われる。
 - (a) 出願日；又は
 - (b) 優先権を伴う出願の場合は優先日
 - (3) 法規に則った特定の場合、(2)項の公開は出願人の請求により、手数料の納付と共に出願の出願日から早くとも3か月後に行うことができる。
19. 第48条(2)項の規定に(j)号を追加し、第48条を以下の通りとする。



インドネシア共和国大統領

- 19 -

第48条

- (1) 公開は、出願が公開された日から起算して6か月間有効とする。
- (2) 公開は、以下の事項を記載して行われる。
 - (a) 発明者の氏名と国籍；
 - (b) 出願人及び代理人を通して出願される場合は代理人の氏名と完全な住所；
 - (c) 発明の名称；
 - (d) 出願日又は優先権を伴う出願の場合は優先日、最初の出願の番号及び国名；
 - (e) 発明の要約；
 - (f) 発明の分類；
 - (g) 出願が図面を伴う場合は図面；
 - (h) 公開番号；
 - (i) 出願番号；及び
 - (j) 遺伝資源及び/又は伝統的知識に関する出願の場合は、遺伝資源及び/又は伝統的知識の起源。

20. 第54条の規定を改正し、以下の通りとする。

第54条

実体審査は、第3条(1)項、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第24条(3)項、第25条(3)項及び(4)項、及び第39条(2)項の規定に基づいて行われる。



インドネシア共和国大統領

- 20 -

21. 第55条と第56条の間に第55A条を挿入し、以下の通りとする。

第55A条

- (1) 第51条にいう実体審査は、出願に不備がないことが明らかになった後、早期に行うことができる。
 - (2) (1)項にいう早期実体審査は、大臣への請求を通じて行われ、手数料が課される。
 - (3) (2)項にいう早期実体審査の請求は、遅くとも出願が公開される前に行われなければならない。
 - (4) (1)項にいう早期実体審査の結果は、第48条(1)項にいう公開期間が終了した後に提供される。
 - (5) 公開期間内に意見及び/又は不服申立が出された場合、出願は、第49条にいう手順を通じて行われるものとする。
 - (6) (5)項にいう早期実体審査の結果は、第48条(1)項にいう公開期間が終了した後30か月以内に提供される。
 - (7) 早期実体審査に関する更なる要件及び手続については、大臣規則で定める。
22. 第V章に第4節を追加し、以下の通りとする。

第4節

実体再審査

23. 第63条と第64条の間に第63A条を挿入し、以下の通りとする。



インドネシア共和国大統領

- 21 -

第63A条

- (1) 実体再審査の請求は、手数料を納付して大臣に対して書面で行われる。
- (2) (1)項にいう実体再審査は、以下に対して請求することができる。
 - (a) 出願の拒絶；
 - (b) 出願に対し特許が付与された後において、明細書、特許請求の範囲及び／又は図面に対する訂正；
 - (c) 特許付与の決定；
 - (d) 取下げ、及び／又は
 - (e) みなし取下げ。
- (3) (2)項(c)号にいう特許付与の決定に対する実体再審査は、出願人又はその代理人のみが請求することができる。
- (4) (2)項(a)号、(b)号、(c)号及び(e)号にいう実体再審査の請求は、付与、拒絶又は出願のみなし取下げの決定の日から起算して9か月以内に行われなければならない。
- (5) (2)項(d)号にいう実体再審査の請求は、出願取下げの決定の日付から起算して2か月以内に行われなければならない。
- (6) 大臣は、実体再審査の請求の日から起算して12か月以内に、(1)項にいう実体再審査の請求の承認又は拒絶を決定する義務を有する。
- (7) (1)項にいう実体再審査の要件及び手続に関する更なる規定は、大臣規則で定める。



インドネシア共和国大統領

- 22 -

24. 第66条の規定を改正し、以下の通りとする。

第66条

特許審判委員会の委員の任命及び解任、編成、任務、機能及び権限の要件及び手順に関する更なる規定は、政令で定める。

25. 第67条の規定に(3)項及び(4)項を追加し、第67条を以下の通りとする。

第67条

- (1) 審判の請求は、以下に対して行うことができる：
- (a) 出願の拒絶；
 - (b) 出願に対し特許が付与された後において、明細書、特許請求の範囲及び／又は図面に対する訂正；及び／又は
 - (c) 特許付与の決定
- (2) 審判請求は、出願人又はその代理人により、手数料の納付と共に大臣に宛てた謄本と合わせて書面により審判委員会に対して提出される。
- (3) (1)項(c)号にいう特許付与の決定に対する審判の請求を、インドネシア共和国に住所又は居所を有していない審判の請求人が行う場合、審判の請求は代理人を通じて行われなければならない。
- (4) (1)項(c)号にいう特許付与の決定に対する審判の請求において、審判の被請求人がインドネシア共和国に住所又は居所を有していない場合、審判の被請求人は代理人を任命しなければならない。



インドネシア共和国大統領

- 23 -

26. 第68条(1)項及び(8)項の規定を改正し、第68条を以下の通りとする。

第68条

- (1) 出願の拒絶に対する審判の請求は、出願拒絶通知又は実体再審査拒絶通知の送付の日から3か月以内に行われる。
- (2) 出願人又はその代理人が(1)項の期間経過後に審判請求した場合、出願人は再度審判を請求することができない。
- (3) 審判委員会は、審判請求が受理された日から1か月以内に出願拒絶に対する審判請求の審理を開始する。
- (4) (1)項の審判請求は、出願拒絶に対する不服の詳細な説明とその理由を付してなされなければならない。
- (5) (4)項における理由は、発明の範囲を拡大する新たな理由又は釈明ではない。
- (6) 審判委員会の決定は、(3)項の審判請求に対する審理の開始から9か月以内に下される。
- (7) 審判委員会が出願拒絶に対する審判請求認容の決定をした場合、大臣は特許証の発行に着手する。
- (8) (7)項にいう特許証の添付書類は、大臣により電子媒体及び/又は非電子媒体により記録され且つ公告される。



インドネシア共和国大統領

- 24 -

27. 第VI章の第2節第3部を改正し、以下の通りとする。

第3部

特許付与後又は実体再審査決定後の明細書、
特許請求の範囲、及び/又は図面の訂正に対する審判請求

28. 第69条(1)項、(3)項、(7)項及び(8)項の規定を改正し、(9)項を追加して、第69条を以下の通りとする。

第69条

- (1) 特許付与後の明細書、特許請求の範囲及び/又は図面の訂正に対する審判の請求は、特許付与通知書又は実体再審査決定の通知書の送付の日から3か月以内に行われる。
- (2) 出願人又はその代理人が(1)項の期間経過後に審判請求した場合、出願人は再度審判を請求することができない。
- (3) 審判委員会は、(1)項にいう請求が受理された日から1か月以内に、明細書、特許請求の範囲及び/又は図面の訂正に対する審判の請求の審理を開始する。
- (4) (1)項における訂正は、以下の事項に限られる：
 - (a) クレーム範囲の減縮；
 - (b) 明細書の翻訳における誤りの訂正；及び/又は
 - (c) 不明確又は不明瞭な明細書の内容の明確化



インドネシア共和国大統領

- 25 -

- (5) (4)項の訂正は、最初の出願の発明の保護範囲より広い保護範囲を導くものではない。
 - (6) 審判委員会の決定は、遅くとも(3)項の審判請求に対する調査の開始から6か月以内に下される。
 - (7) 審判委員会の決定が、(6)項にいう明細書、請求の範囲及び/又は図面の訂正に対する審判請求の受理である場合、大臣は特許証の添付書類の変更に着手する。
 - (8) (7)項にいう特許証の添付書類は、電子媒体及び/又は非電子媒体により記録され且つ公告される。
 - (9) (1)項にいう明細書、請求の範囲及び/又は図面の訂正に対する審判を商務裁判所に請求することはできない。
29. (2)項、(5)項、(6)項及び(9)項の規定を改正し、(10)項を追加して、第70条を以下の通りとする。

第70条

- (1) 特許付与の決定に対する審判の請求は、利害関係を有する者又はその代理人により、手数料の納付と共に大臣に宛てた謄本と合わせて書面により審判委員会に対して行われる。
- (2) 特許付与の決定に対する審判の請求又は実体再審査に基づく特許付与の決定は、特許付与通知書の日から9か月以内に行われる。



インドネシア共和国大統領

- 26 -

- (3) 特許権者に与えられた特許付与の決定に対する審判の請求が(2)項の期間経過後になされた場合、利害関係を有する者又はその代理人は、商務裁判所に訴えを起し法的措置を講ずることができる。
- (4) 審判委員会は、審判請求が受理された日から1か月以内に特許付与の決定に対する審判の請求の審理を開始する。
- (5) (1)項における特許付与の決定に対する審判の請求においては、不服及びその理由を強固な補強証拠と共に十分に説明しなければならない。
- (6) 審判委員会の決定は、(4)項の審判請求に対する審理の開始から9か月以内に下される。
- (7) 審判委員会が特許付与の決定に対する審判請求の一部認容の決定をした場合、大臣は特許証の添付書類の変更に着手する。
- (8) 審判委員会が特許付与の決定に対する審判の請求の全部認容の決定をした場合、大臣は特許証を撤回する。
- (9) (7)項にいう特許証の添付書類の変更及び(8)項にいう特許証の撤回は、大臣により電子媒体及び/又は非電子媒体により記録され且つ公告される。



インドネシア共和国大統領

- 27 -

(10) 特許審判委員会が審査中である特許付与の決定に対しては、商務裁判所に訴えを起こすことはできない。

30. 第71条と第72条の間に第71A条を挿入し、以下の通りとする。

第71A条

特許審判の請求、審査及び終結の手續に関する更なる規定は、政令で定める。

31. 第72条(1)項の規定を改正し、(2)項を削除して、第72条を以下の通りとする。

第72条

(1) 出願人、被請求人又はその代理人は、特許審判委員会の審判請求拒絶の決定に対する訴えを、決定書送付の日から3か月以内に商務裁判所に起すことができる。

(2) 削除する。

(3) (1)項の商務裁判所の決定に対しては最高裁判所への上告のみが可能である。

32. 第73条を削除する。

33. 第81条の規定を改正し、以下の通りとする。

第81条

(1) 強制実施権は、有用性の原則に基づいて付与するものとし、非排他的性質を有する。



インドネシア共和国大統領

- 28 -

- (2) (1)項にいう強制実施権の付与は、以下の規定に従って行うものとする。
- (a) 強制実施権の付与の範囲が、強制実施権の付与の目的に従って限定されていること；及び
 - (b) 強制実施権の付与の期間が、強制実施権の付与の目的に従って限定されていること。
- (3) (1)項にいう強制実施権の付与は、強制実施権を得る会社の一部分又は資産に関するものを除き、移転することができない。
- (4) (1)項にいう強制実施権の付与は、国内市場の需要を満たすことが優先される。
34. 第82条と第83条の間に第82A条を挿入し、以下の通りとする。

第82A条

強制実施権が第82条(1)項(c)号に記載の根拠に基づいて申請された場合、以下の規定が適用される：

- (a) 第二特許に係る発明は、第一特許に係る発明との関係において、重要な経済的意義のある重要な技術的改良を有していなければならない；
- (b) 特許権者は、正当な要件に基づき他方当事者の特許を使用するための実施権を相互に付与する権利を有する；又
- (c) 第一特許の強制実施権は、第二特許と共に移転しない限り、移転はできない。



インドネシア共和国大統領

- 29 -

35. 第84条と第85条の間に第84A条を挿入し、以下の通りとする。

第84A条

第81条(4)項及び第84条(1)項(b)号にいう強制実施権の付与の規定は、特許の実施が独占的慣行及び事業の不正競争につながることを証明された、及び/又はもたらすとの指摘が法的権限を有する事業競争監督委員会からあった場合は、適用が除外される。

36. 第85条を削除する。
37. 第93条を削除する。
38. 第103条(2)項の規定に(d)号を追加し、(4)項を改正して、第103条を以下の通りとする。

第103条

- (1) 強制実施権は、大臣による強制実施権付与の決定で定められた期間の満了又は強制実施権付与の大臣決定を取り消す法的権限を有する商務裁判所の決定を理由に終了する。
- (2) 強制実施権は、強制実施権の期間の満了及び(1)項における商務裁判所による大臣決定の取り消しの他に、特許権者の申請に基づいた大臣決定による取り消しにより以下の場合にも終了する：
- (a) 強制実施権を付与するための根拠となった理由が消滅した場合；



インドネシア共和国大統領

- 30 -

(b) 強制実地権者が、当該強制実施権を実施せず又は速やかにその実施をするための当然の準備をしていないことが判明した場合；

(c) 強制実施権を受けた者が条件やその他の規定を遵守していない場合；又は

(d) 強制実施権の付与が、当該強制実施権付与の日又は複数の強制実施権が付与された場合には最初の強制実施権付与の日から2年以内に、公衆の利益を損なう形態及び方法による特許の実施の継続を阻止することができない場合。

(3) (2)項(b)号を根拠とする強制実施権付与決定の取り消しは、強制実施権付与決定の日から24か月後に、強制実施権者が強制実施権の元となる特許を実施しない場合に申請することができる。

(4) (2)項(c)号にいう強制実施権者が遵守すべき条件やその他の規定は、以下の形態で、強制実施権の付与に関する大臣決定に定めることができる。

(a) 報酬の支払い；又は

(b) 実施権の範囲の遵守、

39. 第108条(2)項の規定を改正し、第108条を以下の通りとする。

第108条

(1) 特許上の権利は、流動担保の対象とすることができる



インドネシア共和国大統領

- 31 -

(2) 流動担保の対象としての特許権に関する申請の要件及び手続は、流動担保分野における法令の規定に従って実施される。

40. 第109条(1)項(b)号及び(2)項の規定を改正し、(5)項及び(6)項を追加して、第109条を以下の通りとする。

第109条

- (1) 政府は、以下の検討に基づいてインドネシアにおける特許を自ら実施することができる：
- (a) 国の防衛及び安全保障の関連；又は
 - (b) 公共の利益にとっての緊急な必要性
- (2) (1)項における政府による特許の実施は、国内需要を満たすことを優先し且つ非商業的性質を有する場合に限り実施される。
- (3) (1)項における政府による特許の実施は、大統領規則で定める。
- (4) (3)項における政府による特許の実施は、特定の期間において実施され、大臣及び関係分野の担当大臣又は管轄機関の長の意見を聴取した後、延長が可能である。
- (5) 政府が(1)項(a)における特許を自ら実施しない場合、特許の実施は、特許権者のみが政府の承諾を伴って行うことができる。



インドネシア共和国大統領

- 32 -

(6) (5)項における特許権者は、当該特許が実施されるまで年金の納付義務を免除される。

41. 第111条(a)号の規定を改正し、第111条を以下の通りとする。

第111条

第109条(1)項(b)号における政府による特許の実施は以下の技術を含む：

- (a) 医薬品、医療機器及び／又はバイオテクノロジー製品であって、高額であり且つ／又は大規模な突然死、重大な身体障害、および／または公衆衛生上の緊急事態を引き起こす可能性のある疾病に対処するために必要とされるもの；
- (b) 農業に関連する化学製品及び／又はバイオテクノロジー製品であって、食料備蓄のために必要とされるもの；
- (c) 動物用医薬品であって、害虫駆除及び／又は広範な感染力を有する動物の病気の克服に必要とされるもの；及び／又は
- (d) 自然災害及び／又は生活環境の災害の克服に必要とされるプロセス及び／又は製品

42. 第111条と第112条の間に第111A条を挿入し、以下の通りとする。



インドネシア共和国大統領

- 33 -

第111A条

- (1) 大臣は、インドネシアで特許付与されたが未だインドネシア国内で製造できない医薬品の輸入について、人に対する病気治療目的のために政府による特許の実施を決定することができる。
- (2) 大臣は、インドネシアで特許付与され製造されている医薬品の輸出について、人に対する病気治療目的のために、開発途上国又は後発開発途上国からの要請に基づき、政府による特許の実施を決定することができる。

43. 第112条(2)項の規定を改正し、第112条を以下の通りとする。

第112条

- (1) 第109条(1)項(a)号及び第110条の規定における国の防衛及び安全保障に関連する政府による特許の実施の場合、特許権者は第19条にいう排他的権利を行使できない。
- (2) 第109条(1)項(b)号及び第111条の規定における公共の利益に与える緊急性を要する政府による特許の実施は、特許権者の第19条にいう排他的権利を減ずるものではない。

44. 第126条(2)項、(3)項及び(4)項の規定を改正し、第126条を以下の通りとする。



インドネシア共和国大統領

- 34 -

第126条

- (1) 第1回目の年金は、特許証の日から起算して6か月以内に納付しなければならない。
 - (2) (1)項における特許及び簡易特許の年金は、出願日から特許付与の年までの初年度の年金とその次の1年分の年金を合わせて納付しなければならない。
 - (3) 以降の年金は毎年行うものとし、次の保護期間の出願相当日の1か月前までに次年度分を納付しなければならない。
 - (4) (3)項にいう期限を超過した年金の納付には、6か月の猶予期間が与えられ、納付すべき年金の金額の100%相当の過料が科される。
45. 第128条(1)項の規定を改正し、(2)項、(3)項、(4)項、(5)項及び(6)項を削除して、第128条を以下の通りとする。

第128条

- (1) 第126条に定める年金の納付を規定の期間内にしなかった場合、特許は取消を宣言される。
- (2) 削除する。
- (3) 削除する。
- (4) 削除する。
- (5) 削除する。



インドネシア共和国大統領

- 35 -

(6) 削除する。

46. 第128条と第129条の間に第128A条を挿入し、以下の通りとする。

第128A条

第126条にいう年金納付の手順及び猶予期間に関する更なる規定は、政令で定めるものとする。

47. 第132条(1)項(b)号、(2)項及び(4)項の規定を改正し、(1)項(d)号を削除し、(2)項と(3)項の間に(2a)項を挿入して、第132条を以下の通りとする。

第132条

(1) 第130条(b)号の裁判所決定に基づく特許の取消は、以下の場合になされる：

(a) 特許が第3条、第4条及び第9条の規定により付与されるべきでない場合；

(b) 第26条にいう遺伝資源及び/又は伝統的知識の起源の情報を開示することについて特許権者が不誠実であった場合；

(c) 当該特許が同一の発明に対して既に他者に与えられた別の特許と同一である場合；

(d) 削除する；

(e) 特許権者が第20条の規定に違反する場合

(2) (1)項(a)号の理由による取消訴訟は、第三者により特許権者に対し商務裁判所を通して提起することができる。



インドネシア共和国大統領

- 36 -

(2a) (1)項(b)号にいう理由による取消訴訟は、以下の者によって提起されるものとする：

- (a) 特許権者又は強制実施権者を相手として商務裁判所に提起する検察官又は国益を代表する他者；又は
- (b) 商務裁判所を通じて特許権者に対して提起する第三者。

(3) (1)項(c)号の理由による取消訴訟は、特許権者又は実施権者により、当該特許と同じ特許が取消されるように商務裁判所に提起することができる。

(4) (1)項(e)号の理由による取消訴訟は、検察官又は国益を代表する者が特許権者又は実施権者に対し商務裁判所に提起することができる。

48. 第134条(1)項の規定を削除し、(2)項及び(3)項を改正して、第134条を以下の通りとする。

第134条

- (1) 削除する。
- (2) 第130条(d)号に基づいた特許取消の場合、大臣は、当該特許の取消が宣言される前の30日以内に特許権者に通知する。
- (3) (2)項の通知書が特許権者に受取られない場合、第130条(d)号の規定の効力を減ずるものではない。

49. 第167条(b)号の規定を改正し、第167条を以下の通りとする。

第167条

第XVII章の罰則及び民事訴訟規定は、次の場合に適用しない：



インドネシア共和国大統領

- 37 -

(a) インドネシアにおいて特許により保護されている医薬品であつて、当該医薬品がある国において正当に既に市場に流通されているものを現行法規に基づいて輸入する場合；及び

(b) インドネシアにおいて特許により保護されている医薬品を、当該特許の保護が終了した後の販売の許認可プロセス及び研究を目的として、特許の保護が終了する前に製造する場合。

第II条

1. 本法は以下より施行する：

(a) 本法の施行前に既に提出されたが係属中でありまだ終了していない特許の出願は、引き続き本法以前に有効な特許に関する法律に基づいて処理される；

(b) 既に提出された簡易特許出願であつて、数次の改正を経て、雇用創出に関する法令代替政令2022年第2号を法律と規定するための法律2023年第6号で最終改正された、特許に関する2001年法律第14号及び特許に関する2016年法律第13号に基づいて出願されたものは、保護期間は出願日から起算される；

(c) 特許に関する2001年法律第14号に基づいて付与された特許は、その保護期間が終了するまで引き続き有効とされる。

2. 本法は、制定の日から施行される。



インドネシア共和国大統領

- 38 -

すべての国民に周知させるために、インドネシア共和国官報においてそれを掲載して本法を公布するように命じる。

ジャカルタにて
2024年10月28日
インドネシア共和国大統領

プラボウォ・スビアント

ジャカルタにて制定
2024年10月28日
インドネシア共和国国家官房長官

プラセティオ・ハディ

インドネシア共和国官報2024年251号

写しは原本と相違ない
インドネシア共和国国家官房室
立法・法務行政分野担当副官

リディア・シルファンナ・ジャマン

Deputi Bidang Perundang-undangan dan
Administrasi Hukum,



Idia Silvanna Djaman



インドネシア共和国大統領

解説

インドネシア特許法

特許に関する2016年法律第13号の第三次改正に関する法律2024年第65号

I. 総論

産業分野における知的財産の1つである特許は、公共の福祉を促進するための重要な役割を担っている。国における特許の保護と促進は、経済、産業、科学、創造的発明、技術開発及び保健衛生の分野に大きな影響を与えることになる。従って、特許に関する2016年法律第13号の第三次改正に関する法律の制定という法政策は、技術革新を支援し、インドネシア国民に利益を与えることができる政策を通じ、社会と世界経済のニーズに適応的かつ敏感に対応できるように方向付ける必要がある。この方針を実現するためには、政策のニーズに応え、特許分野のサービスを国民が迅速、効果的、効率的に利用できるように、特許分野における法制度の整備を行う必要がある。

特許に関する2016年法律第13号における規定は、雇用創出に関する法令代替政令2022年第2号を法律と規定するための法律2023年第6号で廃止となった、雇用創出に関する法令2020年第11号によって初めて改正された。さらに、インドネシアにおける特許実施の法律の傘である、特許に関する2016年法律第13号(雇用創出に関する法令代替政令2022年第2号を法律と規定するための法律2023年第6号で最終改正された)は、社会のニーズと法整備の発展に合致しなくなっていた。

また、インドネシアは、世界知的所有権機関(WIPO)及び世界貿易機関(WTO)の加盟国として、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)における規定の基準に本法を適合させる必要があるため、本法の改正が必要であった。



インドネシア共和国大統領

- 2 -

上記の側面に加え、以下をはじめとする技術革新の問題に関係するいくつかの側面においても規定の変更を必要としていた：

- a. 雇用創出に関する法令代替政令2022年第2号を法律と規定するための法律2023年第6号に含まれている簡易特許の規定に関連し、特許に関する調整が必要である；
- b. インドネシアは、開発可能な遺伝資源が非常に豊富な国であり、特許政策によって既存の技術革新を妨げてはならないことから、特に既存の物/プロセスを開発する発明においては、技術革新の面で国内の能力に注意を払うべきであり、国内のニーズに適合した政策が必要である；及び
- c. 雇用創出に関する法令代替政令2022年第2号を法律と規定するための法律2023年第6号に含まれた政策では、投資の円滑化を目的に、法律2016年第13号におけるいくつかの規定を改正しており、それらの一つには、輸入もインドネシアにおける特許実施の一形態であることを明記している。

II. 逐条解説

第I条

(1)

第1条

(2)

十分に明瞭である。

第4条

(a)十分に明瞭である。

(b)十分に明瞭である。

(c)

(1)十分に明瞭である。



インドネシア共和国大統領

- 3 -

(2) 「遊戯」とは、技術的な性質及び効果を伴わない、身体活動を伴う人の活動又はアクティビティに関する規則又は決まり事をいう。

(3) 「ビジネス」とは、技術的性質及び効果を伴わないビジネスの方法をいう。

(d) 「コンピュータープログラム」とは、技術的性質、技術的効果及び問題解決を伴わないプログラムのみを内容とするコンピュータープログラムをいう。

コンピューター、コンピューターネットワーク又はその他のプログラム作成が可能な機器を使用して実施されたコンピュータープログラムを用いた問題解決は、発明(以下「コンピューターを使用して実施される発明」という)とみなすことができる。

発明とみなすことができるコンピュータープログラムを用いた問題解決の例には、以下のようなものがある：

1. 自動車のグローバル・ポジショニング・システム(GPS)に基づいたナビゲーションを行うために使用されるコンピュータープログラム；
2. 自動車の速度を自動的に調整する方法により、前方の車両との安全な距離を維持するために使用されるコンピュータープログラム；及び
3. インターネット経由で家庭用品の電気接続を遠隔制御するために使用されるコンピュータープログラム。



インドネシア共和国大統領

- 4 -

(e) 「特定の情報についての発表」とは、特定の情報に関する発表であって、技術的な性質及び効果を伴わないものをいう。

(f) 本規定の廃止は、既存及び/又は既知の製品の新たな用途であって、引き続き発明としてみなされ、特許付与することができるものに関する開発に対応することを目的とする。この新しい使用の特許は、特許が付与された使用に言及していない又は示唆していない限り、一般の人々が当該製品を生産することを妨げるものではない。

例：

1. ダパグリフロジンの場合、糖尿病に対する第一使用特許の保護期間が終了してパブリックドメインとなったため、一般の人々が、第二使用特許に違反することなく糖尿病の症状にダパグリフロジンを使用することができる。腎臓病に対する第二使用特許はまだ特許保護下にある。
2. ライギョエキスの場合、癌に対する第一使用特許の保護期間が終了してパブリックドメインとなったため、一般の人々が、第二使用特許に違反することなく癌にライギョエキスをを使用することができる。Covid-19感染症に対する第二使用特許はまだ特許保護下にある。

(g) 「科学及び数学の分野における理論及び方法」とは、科学及び数学の分野における理論及び方法であって、技術的な性質及び効果を伴わないものをいう。



インドネシア共和国大統領

- 5 -

(3)

第6条

(1)

(a) 「公の展示会」とは政府により主催された展示会のことをいう。
「公と認められた展示会」とは、民間主催の展示会であるが、
政府に認められた又政府の承認を得た展示会のことをいう。

(b) 十分に明瞭である。

(c) 十分に明瞭である。

(2) 十分に明瞭である。

(4)

第9条

(a) 十分に明瞭である。

(b) 「検査の方法」とは、例えば注射による薬剤の投与など、
生体内での診断の方法をいう。

「看護の方法」とは、医療のための看護の方法であって、美容に
関連する看護の方法を除くものをいう。



インドネシア共和国大統領

- 6 -

当該検査、看護、治療及び／又は手術の方法の場合であって衛生器具を用いる場合、本規定は方法の発明において有効であるにすぎず、器具、材料又は医薬品を含む衛生器具は本規定には含まれない。

(c) 削除する。

(d) 「微生物」とは、非常に小さな生物であり目で見ることができず顕微鏡を用いることを要する生物をいい、例えばアメーバ、酵母、ウイルス、バクテリア、人工細胞及びその他の人工遺伝物質等である。

(e) 「植物又は動物の生産に必須の生物学的プロセス」とは、通常若しくは自然の性質を有するクロスブリーディング(交雑育種)プロセスをいう。例えば、挿木、移植若しくは受粉等自然のものをいう。

「非生物学的プロセス又は微生物学的プロセス」とは、化学的プロセス、物理的プロセス、微生物の使用又は遺伝子工学の形態を伴って行われる植物又は動物の生産プロセスをいう。

(5)

第14条

(1) 本規定は、善意の先使用者であって出願をしていない者に保護を与えることを目的とする。



インドネシア共和国大統領

- 7 -

(2)十分に明瞭である。

(3)当該発明は、当該発明を最初に利用した者が、真に善意の活動の結果されるものでなければならない

「特許請求の範囲」とは、法的保護を求める発明の要点を表現する出願の部分であって、詳細且つ矛盾なく説明されなければならない、明細書によって裏付けされなければならないものをいう。

(6)

第19条

(1)「排他的権利」とは、特定の期間、商業目的で独自で実施又は他者に実施させるために特許権者にのみ与えられる権利である。したがって、他者は特許権者の承諾なしに当該特許を実施してはならない。「者」とは、自然人、共同で行う場合の複数の自然人、又は各々の目的に応じた法人をいう。

(2)物がインドネシアに輸入され、その物を製造するプロセスが特許で保護されている場合、そのプロセス特許の特許権者は、当該物が特許で保護されている製造プロセスを用いてインドネシアで既に製造されている場合に、当該輸入製品に関して法的措置を講ずる権利を有する。



インドネシア共和国大統領

- 8 -

(3)本規定は、もっぱら研究及び教育のための発明の利用を真に必要とする者に機会を与えることを目的とする。

「教育、研究、試験又は分析を目的とする場合」には、生物学的同等性の実験又は他の実験の必要性のための活動を含む。

「特許権者が当然受ける利益を損なわない」とは、当該発明の実施又は使用が営利目的の開発に用いられ、これにより特許権者の利益を損ない競合相手となるようなことがないという意味である。

(7)

第20A条

十分に明瞭である。

(8)

第24条

(1)十分に明瞭である。

(2)中小零細企業、教育機関、政府研究開発機関による特許出願は、知的財産クリニック又は知的財産センターを通して申請することができる。

(2a)十分に明瞭である。



インドネシア共和国大統領

- 9 -

(3) 「発明の単一性」とは、新規性を有し且つ進歩性を有する緊密な関係にある複数の発明をいう。例えば、新規の筆記具に関する発明と新規のインクの発明が相当する。この例において、インクは筆記具に使用されるための単一性を有する発明であって、一つの新規性を有する発明をなし、これにより当該筆記具とインクは一つの出願として出願できる。

他の例として、一つの新規性を有する製品と当該製品を製造するプロセスが挙げられる。

(4) 出願は、知的財産自動化システム (Industrial Property Automation System) によって電子的に行うことができる。

(9)

第25条

(1) 十分に明瞭である。

(2)

(a) 十分に明瞭である。

(b) 十分に明瞭である。

(c) 「特許請求の範囲」とは、法的保護を求める発明の要点を表現する出願の部分であって、詳細に説明されなければならない、明細書によって裏付けされなければならないものをいう。



インドネシア共和国大統領

- 10 -

- (d) 「発明の要約」とは、発明の要点を表現する明細書の要約をいう。
- (e) 「図面」とは、技術図面のことをいう。
- (f) 十分に明瞭である。
- (g) 削除する。
- (h) 十分に明瞭である。
- (i) 十分に明瞭である。
- (j) 本規定における伝統的知識には、伝統的技術が含まれる。

(

- (3) 十分に明瞭である。
- (4) 十分に明瞭である。

(10)

第26条

- (1) 遺伝資源及び／又は伝統的知識の起源の情報を記載する理由は、遺伝資源及び／又は伝統的知識が他国のものとして認知されないようにすることと、アクセスと利益配分を支援するためである。



インドネシア共和国大統領

- 11 -

11

(2)十分に明瞭である。

(3)十分に明瞭である。

(4)「国際協定」とは、既に批准された国際協定のことをいう。

(11)

第28条

(1)本規定の目的は、インドネシア共和国外に居住する発明者又は発明の権利を有する者による出願手続きを支援することであり、言語及び充足されるべき要件を満足させるためである。

(2)十分に明瞭である。

(12)

第30条

(1)十分に明瞭である。

(2)優先権書類とは、パリ条約又は世界貿易機関の締約・加盟国において最初に提出された出願書類であって、当該2つの条約・協定のうち一つの締約国である目的の国に対して出願の優先日を主張するために使用されるものであり、最初の出願をした場所の特許庁において権限を有する担当官によって正式に認められたものをいう。



インドネシア共和国大統領

- 12 -

最初の出願の謄本を認証する権限を有する当事者とは、最初に特許出願された国の特許庁職員である。仮に当該出願が特許協力条約(PCT)を経てなされた場合、当該権限を有する当事者とは、知的財産に関する国際協定を管理する任務を有する国連機関である世界知的所有権機関(WIPO)の職員をいう。

(3)十分に明瞭である。

(4)十分に明瞭である。

(5)十分に明瞭である。

(13)

第34条

(1)本規定は、先願主義が採用されているため、出願人の地位にとって大変重要となる出願日を獲得するのを容易にすることを目的とする。また、出願日に確実性を与えることを意図している
更に、公衆へのサービス及び簡便性を高め、また特許協力条約を経た出願については出願日の最小要件と整合させることを目的としている。



インドネシア共和国大統領

- 13 -

出願人は、出願され既に出願日を獲得した発明につき、特許を付与されるまでは法的保護を得られないが、当該発明を用いた製造を行うことができる。

(2)十分に明瞭である。

(3)「明細書」とは、発明の分野の専門家によって理解されるように、発明の実施方法に関する書面による説明である。

(3a)十分に明瞭である。

(4)十分に明瞭である。

(5)十分に明瞭である。

(14)

第35条

(1)十分に明瞭である。

(2)十分に明瞭である。

(3)削除する。

(4)十分に明瞭である。



インドネシア共和国大統領

- 14 -

(5) 「緊急の場合」とは、不可抗力であり、例えば、戦争、革命、暴動、労働争議、自然災害又はその他、出願人が出願要件を完備できない結果となるような同等の緊急事態である。

(6) 十分に明瞭である。

(15)

第36条

十分に明瞭である。

(16)

第39条

(1) 十分に明瞭である。

(2) 発明の範囲を拡大する」とは、明細書、図面のみならず特許請求の範囲においても、その中核／対象、新規情報を拡大するもの、又は発明技術の性質を減ずるものであって、発明の範囲を拡大させることをいう。

(2a) 十分に明瞭である。

(3) 十分に明瞭である。

(4) 十分に明瞭である。

(17)

第43条

十分に明瞭である。



インドネシア共和国大統領

- 15 -

(18)

第46条

(1)十分に明瞭である。

(2)十分に明瞭である。

(3)本規定は、出願人がその利益のためにより早い段階で出願が公開されることを希望する場合に、機会を与えることを目的とする。

「特定の場合」とは、特に発明者としての研究単位の条件又は入札要件を満たす場合をいう。

(19)

第48条

(1)当該期間中公開は継続的になされる。

(2)

(a)十分に明瞭である。

(b)十分に明瞭である。

(c)十分に明瞭である。

(d)十分に明瞭である。

(e)十分に明瞭である。



インドネシア共和国大統領

- 16 -

(f) 発明の分類は、関係技術分野に応じて出願における発明を分類するためのものである。この方法により、出願の実体審査のために必要とされる同種の発明に対する調査活動(比較対象書類の調査)を、より容易かつ迅速に行うことができる。インドネシアは未だ国際特許分類を批准していないが、多数の国々により適用されている国際特許分類を運用として使用している。

(g) 十分に明瞭である。

(h) 十分に明瞭である。

(i) 十分に明瞭である。

(j) 十分に明瞭である。

(20)

第54条

十分に明瞭である。

(21)

第55A条

十分に明瞭である。

(22)

十分に明瞭である。



インドネシア共和国大統領

- 17 -

- (23)
第63A条
十分に明瞭である。
- (24)
第66条
十分に明瞭である。
- (25)
第67条
十分に明瞭である。
- (26)
第68条
十分に明瞭である。
- (27)
十分に明瞭である。
- (28)
第69条
十分に明瞭である。
- (29)
第70条
十分に明瞭である。
- (30)
第71A条
十分に明瞭である。
- (31)
第72条
(1)十分に明瞭である。
(2)削除する。
(3)説明を要しない。



インドネシア共和国大統領

- 18 -

(32)

第73条

削除する。

(33)

第81条

- (1)十分に明瞭である。
- (2)十分に明瞭である。
- (3)「会社の一部分又は資産」とは、特に強制実施権者と同一の事業分野を有する子会社をいう。
- (4)十分に明瞭である。

(34)

第82A条

- (a)「重要な経済的意義」とは、国民経済成長の向上をもたらすことをいう。
- (b)「実施権を相互に付与」とは、発明Aの特許権者が、発明A+1の特許権を有する実施権者に対して実施権を与え、且つ実施権者は発明Aの特許権者に対して発明A+1上の特許を実施するための実施権を与えることをいう。
- (c)十分に明瞭である。



インドネシア共和国大統領

- 19 -

(35)

第84A条

「法的権限を有する」とは、法令の規定に従うことをいう。

(36)

第85条

削除する。

(37)

第93条

削除する。

(38)

第103条

十分に明瞭である。

(39)

第108条

十分に明瞭である。

(40)

第109条

(1)

(a) 「国の防衛及び安全保障の関連」とは、特に爆薬、銃器、及び弾薬のことをいう。



インドネシア共和国大統領

- 20 -

(b) 「公共の利益にとっての緊急な必要性」とは、特に保健衛生分野では、インドネシアにおいて未だ特許で保護される広域にわたる伝染病(風土病)を克服するために必要とされる医薬品、農業分野では、例えば害虫によりもたらされる不作を国全体に渡って克服するにあたり非常に必要となる殺虫剤、自然災害及び／又は環境災害を克服するためのプロセス及び／又は物のことをいう。

- (2) 十分に明瞭である。
- (3) 十分に明瞭である。
- (4) 十分に明瞭である。
- (5) 十分に明瞭である。
- (6) 十分に明瞭である。

(41)

第111条

(a) 「医薬品」とは、保健分野における法令の規定に定められる薬、薬材及び生物学的製品を含むものをいう。

(b) 十分に明瞭である。



インドネシア共和国大統領

- 21 -

(c)十分に明瞭である。

(d)十分に明瞭である。

(42)

第111A条

十分に明瞭である。

(43)

第112条

十分に明瞭である。

(44)

第126条

(1)「特許証の日」とは、特許が付与された日をいう。

年金の計算例：

2010年4月1日に出願され、2013年1月5日に特許が付与されたとする。特許権者に課される最初の年金納付は2013年7月4日迄になされなければならない。

(2)最初に納付されなければならない年金の額は以下の通りである。

年	期間	年金
I	(2010年4月1日～ 2011年3月31日)	A
II	(2011年4月1日～ 2012年3月31日)	B
III	(2012年4月1日～ 2013年3月31日)	C
IV	(2013年4月1日～ 2014年3月31日)	D
V	(2014年4月1日～ 2015年3月31日)	E
VI	(2015年4月1日～ 2016年3月31日)	F



インドネシア共和国大統領

- 22 -

2013年1月5日は第III期2012年4月～2013年3月31日に含まれる。最初の年金の納付法は、初年度の年金は、出願日から特許の付与日迄、更に(特許付与日から)1年分の年金が加えられる。従って初年度の年金の額は、A+B+C+Dの合計であり、2013年7月4日までに納付する。

(3)二回目以降の年金(第V年)は、次の保護期間が始まる1か月前の出願日と同日までに、次年度分を支払わなければならない。例の場合、二回目の年金(E)は2014年3月2日までに納付されなければならない。

(4)十分に明瞭である。

(45)

第128条

- (1)十分に明瞭である。
- (2)削除する。
- (3)削除する。
- (4)削除する。
- (5)削除する。
- (6)削除する。

(46)

第128A条

十分に明瞭である。

(47)

第132条

- (1) (a)十分に明瞭である。
- (b)十分に明瞭である。
- (c)十分に明瞭である。



インドネシア共和国大統領

- 23 -

(d) 削除する。

(e) 十分に明瞭である。

(2) 「第三者」とは、取消訴訟の対象である特許に利害関係を有する者であって、そのことは商務裁判所で立証されなければならない。

(2a)

(a) 「国益を代表する他者」とは、専ら公益及び/又は単一国家インドネシア共和国の利益のために訴えを起こす全ての者をいう。

(b) (2) 項の解説を参照。

(3) 十分に明瞭である。

(4) (2a) 項(a) 号の解説を参照。

(48)

第134条

(1) 削除する。

(2) 十分に明瞭である。

(3) 十分に明瞭である。



インドネシア共和国大統領

- 24 -

(49)

第167条

並行輸入行為及びボーラ一条項は、刑事規定及び民事訴訟の例外とされ、よって将来当該行為を行う者は懸念する必要がない。

(a) 医薬品の輸入の例外規定は、人の健康にとって大いに必要とされる医薬品において妥当な価格及び公平感を満たすことを保障するためである。本規定は、特定の製品が国際市場で既に正当に流通している価格と比較してインドネシアで著しく高価格な場合に適用することができる。

(b) 本規定の例外規定は、特許の保護期間経過後の他者による医薬製品の提供を保障するためのものである。これにより、医薬製品の妥当な価格が達成できる。

「許認可プロセス」とは、関連機関に対する特定医薬製品の販売許可及び製造許可のプロセスである。

第II条

(1) 十分に明瞭である。

(2) 十分に明瞭である。

インドネシア共和国官報付録第7002号